

令和7年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区新浜名幹線水路基本設計業務

特別仕様書

(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	全体実施設計天竜川下流二期地区新浜名幹線水路基本設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(調)」という。)、 「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(設)」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計 天竜川下流二期地区の新浜名幹線水路の基本設計を行うものである。														
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする全体実施設計 天竜川下流二期地区は、静岡県浜松市地内で別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書(設)に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書(設)第1-16条によるが、土地の踏み荒らしや立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1-5条	管理技術者は、共通仕様書(設)第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="432 1317 1442 1601"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
(照査技術者) 第1-6条	(1) 照査技術者は、共通仕様書(設)第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="432 1809 1442 2085"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														

項 目	内 容															
(担当技術者) 第1-7条	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書(設)第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。  担当技術者は、共通仕様書(設)第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-8条	共通仕様書(設)第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書(設)第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。															
(保険加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書(設)第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1" data-bbox="475 1339 1375 1505"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路工</td> <td>(公社)農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン</td> <td>(公社)農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場</td> <td>(公社)農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table> 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。	名 称	発行所	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会							
名 称	発行所															
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会															
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会															
土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会															
(設計条件) 第2-2条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 設計延長 18,491.64m 最大流量 2.785m <sup>3</sup> /s~0.284m <sup>3</sup> /s  (内訳) <table border="1" data-bbox="475 1809 1401 2076"> <tbody> <tr> <td>①既設開水路利用区間</td> <td>1,317.72m</td> <td>最大流量 2.785m<sup>3</sup>/s ~1.424m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>②既設サイホン利用区間</td> <td>2,282.55m</td> <td>〃 1.424m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>③推進工法パイプライン新設区間</td> <td>355.80m</td> <td>〃 1.424m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>④既設パイプライン利用区間</td> <td>2,967.41m</td> <td>〃 1.424m<sup>3</sup>/s ~0.284m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>⑤既設開水路利用区間</td> <td>2,934.05m</td> <td>〃 0.284m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table>	①既設開水路利用区間	1,317.72m	最大流量 2.785m <sup>3</sup> /s ~1.424m <sup>3</sup> /s	②既設サイホン利用区間	2,282.55m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s	③推進工法パイプライン新設区間	355.80m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s	④既設パイプライン利用区間	2,967.41m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s ~0.284m <sup>3</sup> /s	⑤既設開水路利用区間	2,934.05m	〃 0.284m <sup>3</sup> /s
①既設開水路利用区間	1,317.72m	最大流量 2.785m <sup>3</sup> /s ~1.424m <sup>3</sup> /s														
②既設サイホン利用区間	2,282.55m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s														
③推進工法パイプライン新設区間	355.80m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s														
④既設パイプライン利用区間	2,967.41m	〃 1.424m <sup>3</sup> /s ~0.284m <sup>3</sup> /s														
⑤既設開水路利用区間	2,934.05m	〃 0.284m <sup>3</sup> /s														

項 目	内 容																																		
(貸与資料等) 第2-3条	<table border="1"> <tr> <td>⑥既設県営パ이프ライン利用区間</td> <td>2,724.11m</td> <td>//</td> <td>0.437m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>⑦接続水路パ이프ライン新設区間</td> <td>80.00m</td> <td>//</td> <td>0.437m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>⑧シールド工法パ이프ライン新設区</td> <td>5,830.00m</td> <td>//</td> <td>0.437m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </table> <p>貸与資料は、次のとおりである。  また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成31年度 原因究明等調査 天竜川下流地区芳川横断工基本設計業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平面縦断図・施設図(新浜名幹線水路)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	⑥既設県営パ이프ライン利用区間	2,724.11m	//	0.437m <sup>3</sup> /s	⑦接続水路パ이프ライン新設区間	80.00m	//	0.437m <sup>3</sup> /s	⑧シールド工法パ이프ライン新設区	5,830.00m	//	0.437m <sup>3</sup> /s	貸与資料	数量	平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1部	平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務	1部	平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務	1部	平成31年度 原因究明等調査 天竜川下流地区芳川横断工基本設計業務	1部	令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務	1部	令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務	1部	令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務	1部	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務	1部	令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務	1部	平面縦断図・施設図(新浜名幹線水路)	1式
⑥既設県営パ이프ライン利用区間	2,724.11m	//	0.437m <sup>3</sup> /s																																
⑦接続水路パ이프ライン新設区間	80.00m	//	0.437m <sup>3</sup> /s																																
⑧シールド工法パ이프ライン新設区	5,830.00m	//	0.437m <sup>3</sup> /s																																
貸与資料	数量																																		
平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1部																																		
平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務	1部																																		
平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務	1部																																		
平成31年度 原因究明等調査 天竜川下流地区芳川横断工基本設計業務	1部																																		
令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務	1部																																		
令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務	1部																																		
令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務	1部																																		
令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務	1部																																		
令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務	1部																																		
平面縦断図・施設図(新浜名幹線水路)	1式																																		
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</li> <li>(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。</li> <li>(4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</li> <li>(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。</li> <li>(6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</li> </ol>																																		
(関連業務) 第2-5条	<p>本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業 務 名</th> <th>業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>全体実施設計天竜川下流二期地区 全体実施設計書作成 他業務(仮称)</td> <td>R7.4~R8.3</td> </tr> </tbody> </table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	全体実施設計天竜川下流二期地区 全体実施設計書作成 他業務(仮称)	R7.4~R8.3																												
番号	業 務 名	業務実施期間																																	
1	全体実施設計天竜川下流二期地区 全体実施設計書作成 他業務(仮称)	R7.4~R8.3																																	

項 目	内 容																																																																																																								
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p data-bbox="435 315 1313 383">本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 詳細は別紙1に示すとおりとする。</p> <p data-bbox="464 394 600 423">○設計作業</p> <table border="1" data-bbox="475 427 1406 819"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 新浜名幹線水路基本設計</td> <td>18,491.64m</td> <td>対象区間は、第2-2条の①～⑧の区間</td> </tr> <tr> <td>2. シールド工法基本設計</td> <td>5,830.00m</td> <td>1の延長の内数 対象区間は、第2-2条の⑧の区間で、新設するシールド工法に係る設計計画、図面作成、数量計算等を行うものである。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 864 600 893">○地質調査</p> <table border="1" data-bbox="475 898 1406 2094"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 現地調査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ボーリング No.1</td> <td>計 12.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)</td> <td>0.3m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>1.4m</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>10.3m</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>0.5m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(2) ボーリング No.2</td> <td>計 12.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)</td> <td>0.3m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>1.4m</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>10.3m</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>0.5m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(3) ボーリング No.3</td> <td>計 12.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)</td> <td>0.3m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>1.4m</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>10.3m</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>0.5m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(4) ボーリング No.4</td> <td>計 12.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)</td> <td>0.3m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>1.4m</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>10.3m</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>0.5m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(5) ボーリング No.5</td> <td>計 12.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)</td> <td>0.3m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>1.4m</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>10.3m</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>0.5m</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(6) 標準貫入試験</td> <td>5回</td> <td>粘性土・シルト</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>50回</td> <td>礫混じり土砂</td> </tr> <tr> <td>    〃</td> <td>5回</td> <td>砂・砂質土</td> </tr> <tr> <td>(7) サンプルング</td> <td>5本</td> <td>シールド</td> </tr> </tbody> </table>			作業項目	数量	備考	1. 新浜名幹線水路基本設計	18,491.64m	対象区間は、第2-2条の①～⑧の区間	2. シールド工法基本設計	5,830.00m	1の延長の内数 対象区間は、第2-2条の⑧の区間で、新設するシールド工法に係る設計計画、図面作成、数量計算等を行うものである。	作業項目	数量	備考	1. 現地調査			(1) ボーリング No.1	計 12.5m		ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土	〃	1.4m	粘性土・シルト	〃	10.3m	礫混じり土砂	〃	0.5m	砂・砂質土	(2) ボーリング No.2	計 12.5m		ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土	〃	1.4m	粘性土・シルト	〃	10.3m	礫混じり土砂	〃	0.5m	砂・砂質土	(3) ボーリング No.3	計 12.5m		ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土	〃	1.4m	粘性土・シルト	〃	10.3m	礫混じり土砂	〃	0.5m	砂・砂質土	(4) ボーリング No.4	計 12.5m		ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土	〃	1.4m	粘性土・シルト	〃	10.3m	礫混じり土砂	〃	0.5m	砂・砂質土	(5) ボーリング No.5	計 12.5m		ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土	〃	1.4m	粘性土・シルト	〃	10.3m	礫混じり土砂	〃	0.5m	砂・砂質土	(6) 標準貫入試験	5回	粘性土・シルト	〃	50回	礫混じり土砂	〃	5回	砂・砂質土	(7) サンプルング	5本	シールド
作業項目	数量	備考																																																																																																							
1. 新浜名幹線水路基本設計	18,491.64m	対象区間は、第2-2条の①～⑧の区間																																																																																																							
2. シールド工法基本設計	5,830.00m	1の延長の内数 対象区間は、第2-2条の⑧の区間で、新設するシールド工法に係る設計計画、図面作成、数量計算等を行うものである。																																																																																																							
作業項目	数量	備考																																																																																																							
1. 現地調査																																																																																																									
(1) ボーリング No.1	計 12.5m																																																																																																								
ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土																																																																																																							
〃	1.4m	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	10.3m	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	0.5m	砂・砂質土																																																																																																							
(2) ボーリング No.2	計 12.5m																																																																																																								
ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土																																																																																																							
〃	1.4m	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	10.3m	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	0.5m	砂・砂質土																																																																																																							
(3) ボーリング No.3	計 12.5m																																																																																																								
ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土																																																																																																							
〃	1.4m	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	10.3m	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	0.5m	砂・砂質土																																																																																																							
(4) ボーリング No.4	計 12.5m																																																																																																								
ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土																																																																																																							
〃	1.4m	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	10.3m	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	0.5m	砂・砂質土																																																																																																							
(5) ボーリング No.5	計 12.5m																																																																																																								
ボーリング(土質、ノコア、φ86mm)	0.3m	砂・砂質土																																																																																																							
〃	1.4m	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	10.3m	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	0.5m	砂・砂質土																																																																																																							
(6) 標準貫入試験	5回	粘性土・シルト																																																																																																							
〃	50回	礫混じり土砂																																																																																																							
〃	5回	砂・砂質土																																																																																																							
(7) サンプルング	5本	シールド																																																																																																							

項 目	内 容			
	(8) 現場透水試験 (9) 資材運搬 (10) 準備後片付け (11) 足場仮設 (12) 環境保全 (13) 調査孔閉塞 (14) 給水費	5回 1式 1業務 5箇所 5箇所 5箇所 5箇所	ケーシング法	
	2. 土質試験 (1) 土粒子の密度試験 (2) 土の含水比試験 (3) 土の液性限界試験 (4) 土の塑性限界試験 (5) 土の粒度試験 (6) 土の湿潤密度試験 (ノギス法) (7) 土の一軸圧縮試験 (8) 土の三軸圧縮試験 (CD) (9) 土の圧密試験	5試料 5試料 5試料 5試料 5試料 5試料 5試料 5試料		
	3. 解析 (1) 既存資料の収集・現地調査 (2) 資料整理取りまとめ (3) 断面図等の作成 (4) 総合解析取りまとめ	1業務 1業務 1業務 1業務		

(作業の留意点)  
第3-2条

1. 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。
  - (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
  - (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
  - (3) 第2-3条及び共通仕様書(設)に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
  - (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
  - (5) 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト削減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。
    - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、  
[http://www.nn-techinfo.jp/mdb\\_web/MdbTop.do](http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do) を参照。
    - ・ 新技術情報システム(NETIS)は  
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
  - (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容
<p>(業務写真における            黒板情 報の電子            化)            第 3 - 3 条</p>	<p>・「工事工種の体系化」は  <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a>を参照。</p> <p>(7) 設計計画にあたっては、各分水工の必要水位については、計画書流量をもとに整理し、必要水位は受益内の最高標高点もしくは最遠点に余裕水頭を加える等、現場条件に適した水理構造条件を決定するものとする。          また、過年度の路線計画バイパス管の分岐位置、既設管との接合位置等の妥当性を確認するものとする。</p> <p>(8) 水理検討にあたっては、新浜名幹線水路及び既設水路も含んだ路線全体の水理計算を行う。新浜名調整池から新橋機場までの区間を計画書流量で検討し、冬期流量については、新浜名調整池から小沢渡 FP までの区間を検討する。          また、本項目の検討結果により新浜名幹線水路調整池～新幹線横断の区間付近において、余水吐が必要であることが確認された場合、監督職員に報告すること。</p> <p>(9) 推進工法を想定している区間については、全体の水理計算結果及びスラスト対策を踏まえ管種、管径を検討するとともに、立坑構造や到達位置は、弁類の維持管理、先行埋設物の移設の可否、施工機械の配置計画、一般車両の迂回路計画、周辺環境への影響等を踏まえて検討すること。</p> <p>(10) シールド工法を想定しているバイパス区間については、中小口径シールド工法やシールド工法等複数案を比較検討すること。また、立坑構造や到達位置は、各工法の 1 スパン施工可能延長、周辺環境、立地、施工ヤード、附帯工の維持管理、施工計画を踏まえて検討すること。</p> <p>(11) 平面縦断図は 1000 分の 1 地形図や国土地理院地図等を利用して作成すること。</p> <p>(12) 立坑位置については現地踏査結果等を受けて変更する場合があります、その際は別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(13) 令和 7 年 10 月実施予定の審査資料として使用するためその時点の成果(暫定版)を 9 月末までに提出すること。</p> <p>2. 地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ボーリング調査の方法は、共通仕様書(調)第 3-3 条に基づくものとする。</p> <p>(2) ボーリング成果は、共通仕様書(調)第 1-17 条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。</p> <p>(3) ボーリングの調査箇所、調査位置については現地踏査結果等を受けて変更する場合があります、その際は別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア          受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能</p>

項 目	内 容
	<p>(改ざん検知機能) を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p>
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>共通仕様書(設)第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 ※対面方式 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) ※Web 会議方式 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) ※Web 会議方式 第4回 中間打合せ(計画・設計段階) ※Web 会議方式 最終回 成果取りまとめ段階 ※対面方式</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を共通仕様書(設)第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別紙1【作業項目表(設計)内訳】

## ①新浜名幹線水路基本設計

作業項目	内容	作業 数量	作業対象区間 (第2-2条)
		当初	
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1式	①～⑧
2. 資料の検討	設計に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	①～⑧
3. 設計計画			
3-1. 基本条件の検討	概略実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	1式	①～⑧
3-2. 管種・管径の検討	管種、管径について概略の比較をする。	1式	⑦
4. 水理検討			
4-1. 水理計算(定常水理解析)	標準断面による水理計算を行う。	1式	①～⑧
4-2. 非定常水理解析	標準断面による水理計算を行う。	1式	③, ④, ⑥～⑧
4-3. 水理縦断面作成	標準断面による水理縦断面図を作成する。	1式	①～⑧
5. 構造計算	標準断面における内外圧荷重に対する構造計算し、管種選定図を作成する。	1式	⑦
6. 構造図作成	タイプ別標準断面及びスラスト対策工標準断面図を作成する。	1式	⑦
7. 附帯構造物	主要部概略構造計算をして決定する。	1式	⑦
8. 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造配筋図を作成する。	1式	⑦
9. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に管径、管種区分、附帯工等を記入する。	1式	⑦
10. 土工図作成	土工横断面図を作成し、切盛土量を表示する。	1式	⑦
11. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、その他主要附帯工材料等の概略数量計算をする。	1式	⑦
12. 施工計画	工程計画、施工順序、方法等の基本骨子と仮設土留工等の仮設図を作成する。	1式	⑦
13. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	⑦, ⑧
14. 総合検討	上記の作業について総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	1式	①～⑧
15. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	①～⑧
16. 点検取りまとめ	水理構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	①～⑧

②シールド工法基本設計

作業項目	内容	作業 数量	作業対象区間 (第2-2条)
		当初	
1. 設計計画	シールド工法の比較、構造計画、仮設計画を検討する。	1式	⑧
2. 発進立坑	管路に付属する施設（弁類、人孔等）を備える、両発進立坑2箇所について標準的な立坑設計を行なう。	1式	⑧
3. 到達立坑	管路に付属する施設（弁類、人孔等）を備える、両到達立坑1箇所、到達立坑2箇所について標準的な立坑設計を行なう。	1式	⑧
4. 1次覆工	シールド工法一般の設計を行なう。切羽作業、坑内作業、坑外作業、圧気作業、使用機械群の検討並びに各種計算を含む。	1式	⑧
5. 2次覆工	配管設計を含む2次覆工一般の設計を行なう。トンネル内配管、立坑及び立上配管、コンクリート充填方法、使用機械群の検討を含む。	1式	⑧
6. 図面作成	平面図、縦断図、標準断面図、付帯施設構造図、仮設図、施工計画図等を作成する。	1式	⑧
7. 数量計算	土工、発進・到達立坑、セグメント等、その他主要付帯工材料等の概略数量計算をする。	1式	⑧